

議案第 5 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表情報政策官の項の次に次のように加える。

市税等徴収指導員	日額 21,000	
----------	-----------	--

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新たに設置する狭山市市税等徴収指導員の報酬の額を定めたいので、この案を提出するものである。